

建設工事請負契約書の印紙税の軽減措置の拡充について

平成26年3月

・平成26年4月1日以降作成される契約書については、印紙税の軽減措置が拡充されることとなりました。

・平成26年4月1日から平成30年3月31日までの間に作成される建設工事請負契約書に係る印紙税の税率は、印紙税法別表第一第1号及び第2号の規定に関わらず、下表の「契約金額」欄に掲げる金額の区分に応じ、「軽減後の税率」欄の金額となります

契約金額		本則税率	軽減後の税率
100万円超	200万円以下	400円	200円
200万円超	300万円以下	1千円	500円
300万円超	500万円以下	2千円	1千円
500万円超	1千万円以下	1万円	5千円
1千万円超	5千万円以下	2万円	1万円
5千万円超	1億円以下	6万円	3万円
1億円超	5億円以下	10万円	6万円
5億円超	10億円以下	20万円	16万円
10億円超	50億円以下	40万円	32万円
50億円超		60万円	48万円